

# 神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例一部改正（案） の概要

## 1. 趣 旨

神戸市では、神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（以下「条例」という。）において、自転車等の放置の防止、市立自転車駐車場の設置及び管理事項、並びに自転車駐車場附置義務について定めています。

現在、神戸のまちや経済全体を活性化するため、民間活力の導入を図りながら、魅力的で風格ある都市空間を実現すべく、三宮駅周辺地区の再整備を進めています。その中で、三宮駅周辺では商業・業務などの都市機能に特化した土地利用を誘導すべき地域である「都心機能高度集積地区」を定めています。令和2年10月に同地区において、新築・増築（増築部分のみ）する施設に対する自転車駐車場の附置義務を免除する条例改正を行いました。

この度、上記に加え、都市機能を集積すべき三宮駅周辺等において、既存の施設に設置されている自転車駐車場についても空間の有効活用を図るものとして他の目的に転用する場合には、附置義務を免除することとします。

そのために必要となる条例の改正にあたり、意見を募集します。

## 2. 改正内容（案）

### （1）「都心機能高度集積地区」内における既存施設の附置義務の取扱い

- ・「都心機能高度集積地区」内において、本条例に基づき既に設置されている自転車駐車場について、空間の有効活用を図るものとして他の目的に転用する場合には、届出の上、設置及び管理等にかかる義務を免除します。
- ・同地区内において、施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の増設義務を免除します。

### （2）その他

- ・附置義務の承継に係る取り扱いについて、規定を追加します。

## 3. 改正時期

令和4年第1回定例会市会（2月議会）に条例改正議案を提出する予定です。

（参考）都心機能高度集積地区

